令和３年度

一般社団法人　埼玉県介護福祉士会

定 時 会 員 総 会

日時　令和３年６月２６日（土）
10：00～11：00
会場　秋草学園福祉教育専門学校
埼玉県所沢市東所沢 1－11－11

一般社団法人　埼玉県介護福祉士会

目　次

１．令和２年度　一般社団法人埼玉県介護福祉士会
定時会員総会　開催要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

２．総会
第１号議案　令和２年度　事業報告に関する件・・・・・・・・・・・・・・　3

第２号議案　令和２年度決算報告に関する件・・・・・・・・・・・・・・・　8

監事監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

第３号議案　令和３年度事業計画（案）に関する件・・・・・・・・・・・・　15

第４号議案　令和３年度収支予算（案）に関する件・・・・・・・・・・・・　19

第５号議案　理事の選任に関する件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20

第６号議案　監事の選任に関する件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21

＜＜資　料＞＞

資料１：公益社団法人　日本介護福祉士会倫理綱領・・・・・・・・・・・・　22
資料２：一般社団法人　埼玉県介護福祉士会定款・・・・・・・・・・・・・　23
資料３：生涯研修制度ポイント制度について・・・・・・・・・・・・・・・　34
資料４：年間スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
資料５：一般社団法人　埼玉県介護福祉士会　組織体制・・・・・・・・・・　37

令和３年度　一般社団法人　埼玉県介護福祉士会
定時会員総会　開催要綱

１　開催日時　　令和３年６月２６日（土）１０：００～１１：００　＊受付　9:30

２　開催会場　　秋草学園福祉教育専門学校（所沢市東所沢１－１１－１１）

３　対象者　　一般社団法人　埼玉県介護福祉士会会員　正会員

４　内　容　　定時会員総会
第１号議案　令和２年度事業報告に関する件
第２号議案　令和２年度決算報告に関する件
監査報告
第３号議案　令和３年度事業計画（案）に関する件
第４号議案　令和３年度収支予算（案）に関する件
第５号議案　理事の選任に関する件
第６号議案　監事の選任に関する件

５　その他
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ「定時会員総会」の開催の在り方について理事会で協議を重ねてまいりました結果、会員の皆様には総会への出席を見合わせて頂き委任状の提出をお願いしております。

＜第１号議案＞

令和２年度　事業報告

＜法人の概況＞

１.設立年月日

平成２１年７月３１日（任意団体設立：平成６年６月１２日）

２.定款に定める目的

当法人は、すべての人々が住み慣れた地域で暮らし続けることができる福祉社会を実現

しようとする公益社団法人日本介護福祉士会の理念に基づいている。

埼玉県内における介護福祉士の職業倫理の向上、介護福祉士に関する専門的教育及び研究を通してその専門性を高め、介護福祉士の資質の向上と介護に対する知識技術の普及を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

３.定款に定める事業内容

（１）介護福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業

（２）介護福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業

（３）介護福祉士の社会的地位向上と相互福祉に関する事業

（４）介護福祉士の資格取得を目指す者に対しての支援に関する事業

（５）介護福祉士に関する刊行物の発行及び調査研究に関する事業

（６）埼玉県内の社会福祉専門職団体及び福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者との連携に関する事業

（７）日本介護福祉士会及び都道府県介護福祉士会との連携による介護福祉の向上と開発改善及び社会福祉の増進に関する事業

（８）その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

４.所管官庁に関する事項

埼玉県　福祉部　社会福祉課

５.会員の状況（令和３年４月１日現在）

種　類	当期末	前期末比増減
正 会 員	５８０名	－３名
賛助会員	０団体	３団体

６.主たる事業所の状況

事務所：埼玉県さいたま市浦和区東仲町４番１６号ベルゾーネK・M　１－D号室

７.役員等に関する事項

顧問	平木　久子	**相談役**	本名　靖		
会長	町田　晴美	**副会長**	熊木佐知男	鈴木　俊之	
理事	井内由美子	寺澤　英一	西尾　敦子	八木　裕子	渡辺　優子
監事	野澤　和代	山本みよ子			

８.職員に関する事項

事務局担当者　　１名　　会計担当　　２名

＜事業の状況＞

１.各種事業推進のための実施内容

（１）研修内容

○生涯研修制度研修

① ファーストステップ研修会

新型コロナウイルス感染症拡大のため、日本介護福祉士会より開催については中止も含め検討可能とのことから、理事会での審議の結果中止とした。

② 介護福祉士基本研修会

本来であれば４日間の研修であるが、2021 年１月７日、国において、埼玉県を含む４都県に対して「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことから 4 日目（1 月 30 日）最終日の研修は中止とした。そのため、今年度の終了者はいない。4 日目の研修については、次年度に持ち越しとなる。

3 日間であったが、研修受講により介護福祉士の専門性の認識を高め、心身状況に応じた介護等より適切な現場実践に生かせる基本的知識、技術の再確認とスキルアップに繋げた。

開催年月日	開催場所	修了人数
令和２年 10 月９日～ 12 月６日（３日間）	秋草学園福祉教育専門学校	０名

○介護実践能力向上研修

① サービス提供責任者研修会

新型コロナウイルス感染症拡大のため、理事会での審議の結果中止とした。

② ブロック研修会

新型コロナウイルス感染症拡大のため、理事会での審議の結果中止とした。

＊県内３ブロックについては、資料巻末の区分け地図をご参照下さい。

＜事業内容＞

○各種指導者養成講習会内容

（２）事業内容

① 介護福祉士実習指導者養成講習会

社会福祉士及び介護福祉士法により、実習施設・事業所Ⅱでは、利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程の全てを継続的に実践することが必要とされている。介護実習の二項目のねらいに沿って、実習施設・事業所等の当該講習受講の介護福祉士が、実習指導者として「介護実習」を指導するうえで必要な専門的知識及び教育方法を習得できる講習会を実施した。

開催年月日	開催場所	修了人数
令和２年 10 月２日～ 11 月 28 日（４日間）	秋草学園福祉教育専門学校	27 名

○その他の事業内容

① 介護の学校 in 埼玉

新型コロナウイルス感染症拡大のため、実行委員会で審議の結果、介護福祉士会と埼玉県介護福祉士養成施設校連絡協議会の承認を経て中止した。

② 介護の日

例年は、駅にて介護についてのチラシ等を配布しているが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、ホームページにて広報した。

③ 介護福祉士国家試験　全国一斉模擬試験

新型コロナウイルス感染症拡大のため、感染予防対策が困難（会場の換気などの関係）なことから理事会での審議の結果中止とした。

④ 介護職種の技能実習指導員講習

介護職種の技能実習生の技能の習得が円滑に図れるよう、適切な実習体制確保を目的とし厚生労働省からの受託事業として実施した。２回の開催予定であったが、2021 年１月７日、国において、埼玉県を含む４都県に対して「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことから２回目（1 月 23 日）最終日の研修は、日本介護福祉士会より中止のお願いがあり中止とした。

開催年月日	開催場所	受験人数
令和 2 年 10 月 24 日	秋草学園福祉教育専門学校	31 名

＜広報委員会活動＞

（３）委員会開催日

6/8.7/8.7/13.7/15.8/6.9/9.9/24.10/20.11/17.12/2.2/12.3/9.3/19

①機関紙「ラポール」発行

研修・事業等開催時の取材活動及び編集作業

年３回（令和２年８月、12 月、令和３年４月）送付

②「日本介護福祉士会会報「ニュース」偶数月　年６回　送付

＜組織強化委員会活動＞

- 2. 5.12　定例会（企画打合せ）
- 2. 6.12　定例会（会員情報分析・広報誌内容作成）
- 2. 7.17　定例会（企画打合せ）
- 2. 8.21　定例会（企画打合せ）
- 2. 9.18　定例会（企画打合せ）
- 2.10.16　定例会（企画打合せ、会員情報分析・広報誌内容作成）
- 2.10.17　千葉県介護福祉士会　青年部主催オンライン研修参加
- 2.11.21　定例会（企画打合せ、プレ楽集会）
- 2.12.19　楽集会　第１回「Zoom de 楽集会」
- 3. 2.10　介護福祉士会入会案内依頼　　十文字学園女子大学
- 3. 2.16　介護福祉士会入会案内説明会　　秋草学園福祉教育専門学校
- 3. 3. 1　介護福祉士会入会案内説明会　　関東福祉専門学校

＜各種委員会・委員＞

・埼玉県社会福祉協議会評議員
・埼玉県社会福祉事業団評議員
・埼玉県社会福祉協議会福祉研修委員
・埼玉県社会福祉協議会福祉人材センター運営委員
・埼玉県社会福祉士会外部理事
・埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度審査会委員
・埼玉県災害福祉支援ネットワーク会議委員
・埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク「彩の国会議」幹事
・介護給付費等の支給に関する審査会委員　（戸田市、越谷市）
・比企広域介護認定審査会委員
・桶川市介護認定審査会委員

＜**理事会**＞

・定例理事会の開催

令和　２年４月２５日（土）、５月１６日（土）、６月１３日（土）、６月２７日（土）、
７月１１日（土）、８月　８日（土）、９月１２日（土）、１０月１８日（日）、
１１月７日（土）、１２月１２日（土）

令和　３年１月１６日（土）、２月１３日（土）、３月１３日（土）

・各部・委員　担当者打ち合わせを随時開催

第２号議案

令和２年度決算報告並びに監査報告に関する件

１．決算報告　計算書類

（１）貸借対照表

（様式１－１）

貸借対照表

令和３年　３　月　31　日　現在

（単位：円）

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　　減
Ⅰ　資産の部			
１．流動資産			
現金	7,609	134,454	−126,845
普通預金	3,040,131	821,958	2,218,173
郵貯預金	1,023,274	71,053	952,221
流動資産合計	**4,071,014**	**1,027,465**	**3,043,549**
２．固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
その他の固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	**0**	**0**	**0**
資産合計	**4,071,014**	**1,027,465**	**3,043,549**
Ⅱ　負債の部			
１．流動負債			
未払金	0	0	0
前受金	0	0	0
預り金	0	0	0
未払法人税等	0	0	0
流動負債合計	**0**	**0**	**0**
２．固定負債			
固定負債合計	**0**	**0**	**0**
負債合計	**0**	**0**	**0**
Ⅲ　正味財産の部			
１．指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
２．一般正味財産			
一般正味財産合計	4,071,014	1,027,465	3,043,549
正味財産合計	**4,071,014**	**1,027,465**	**3,043,549**
負債及び正味財産合計	**4,071,014**	**1,027,465**	**3,043,549**

（２）正味財産増減計算書

（様式２－１）

正味財産増減計算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	**1,790,450**	**2,031,000**	**△ 240,550**
年間活動費	1,790,450	1,860,000	△ 69,550
賛助会費	0	45,000	△ 45,000
準会員費	0	126,000	△ 126,000
事業収益	**1,123,507**	**3,056,335**	**△ 1,932,828**
事業部収入	0	1,558,912	△ 1,558,912
研修部収入	953,000	1,309,500	△ 356,500
講師派遣収入	168,507	187,923	△ 19,416
広告費収入	2,000	0	2,000
受取補助金等	**594,318**	**357,512**	**236,806**
日介助成金	594,318	357,512	236,806
受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
雑収益	**19,932**	**5**	**19,927**
受取利息	19,932	5	19,927
経常収益計	**3,528,207**	**5,444,852**	**△ 1,916,645**
(2) 経常費用			
事業経費	**704,338**	**2,151,461**	**△ 1,447,123**
事業部費	0	712,277	△ 712,277
研修部費	463,553	1,193,154	△ 729,601
広報部費	231,445	30,006	201,439
会場費　その他	3,740	216,024	△ 212,284
青年部	5,600	0	5,600
共通管理費	**1,780,331**	**3,369,266**	**△ 1,588,935**
会場支出・通信費	0	361,100	△ 361,100
会場支出・総会費	63,244	234,593	△ 171,349
青年部	0	62,228	△ 62,228
事務局支出・会議費	0	1,268	△ 1,268
事務局支出・旅費交通費	4,340	195,642	△ 191,302
事務局支出・通信費	392,308	304,059	88,249
事務局支出・光熱水道費	49,755	63,784	△ 14,029
事務局支出・リース代	399,168	477,944	△ 78,776
事務局支出・事務費	5,568	130,250	△ 124,682
事務局支出・人件費	15,750	548,038	△ 532,288
事務局支出・家賃	672,216	901,002	△ 228,786
事務局支出・渉外費	1,800	89,358	△ 87,558
事務局支出・消耗品費	14,733		14,733
事務局支出・業務委託費	86,360		86,360
事務局支出・印刷製本費	39,832		39,832
事務局支出・手数料	5,257		5,257
事務局支出・租税公課	30,000	0	30,000
経常費用計	**2,484,669**	**5,520,727**	**△ 3,036,058**
当期経常増減額	**1,043,538**	**△ 75,875**	**1,119,413**

（様式２－１）

正味財産増減計算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

（単位：円）

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　　減
２．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
雑収入	2,000,011	60,768	0
経常外収益計	**2,000,011**	**60,768**	**0**
(2) 経常外費用			
税金等	0	119,755	0
経常外費用計	**0**	**119,755**	**0**
当期経常外増減額	**2,000,011**	**△ 58,987**	**0**
一般正味財産増減額	**3,043,549**	**△ 134,862**	**△ 6,411,296**
一般正味財産期首残高	**1,027,465**	**1,162,327**	**0**
一般正味財産期末残高	**4,071,014**	**1,027,465**	**△ 6,411,296**
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
基金受入額	0	0	
Ⅲ　正味財産期末残高			
正味財産期末残高	**4,071,014**	**1,027,465**	**1,588,704**

一般社団法人　埼玉県介護福祉士会

収支計算総括表

令和2年4月1日～令和3年3月31日

（単位：円）

	収入	直接費支出	共通費支出	共通費配賦	支出計	収支差引
会費収入						
年間活動費	1,790,450	231,445	1,780,331	△ 1,244,932	766,844	1,023,606
賛助会費	0			0	0	0
準会員費	0			0	0	0
日介助成金	594,318			594,318	594,318	0
事業収入					0	0
事業部収入	0			0	0	0
研修部収入	953,000	463,553		489,447	953,000	0
講師派遣収入	168,507			168,507	168,507	0
広告費収入	2,000			2,000	2,000	0
青年部	0	5,600		△ 5,600	0	0
その他収入	0	3,740		△ 3,740	0	0
その他の収入					0	0
受取利息	19,932				0	19,932
雑収入	2,000,011				0	2,000,011
当年度計	5,528,218	704,338	1,780,331	0	2,484,669	3,043,549
前期繰越収支差額	1,027,465					
総計	6,555,683	704,338	1,780,331	0	2,484,669	

次期繰越収支差額の内訳

	令和2年3月31日残高	令和3年3月31日残高
現金	134,454	7,609
預貯金	893,011	4,063,405
正味財産	1,027,465	4,071,014

収支計算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

（単位：円）

科　　目	予　算　額	決　算　額	差　　異
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	**2,109,000**	**1,790,450**	**318,550**
年間活動費	1,950,000	1,790,450	159,550
賛助会費	30,000	0	30,000
準会員費	129,000	0	129,000
事業収益	**3,710,000**	**1,123,507**	**2,586,493**
事業部収入	2,360,000	0	2,360,000
研修部収入	1,200,000	953,000	247,000
講師派遣収入	150,000	168,507	△ 18,507
広告費収入	0	2,000	△ 2,000
受取補助金等	**377,000**	**594,318**	**△ 217,318**
日介助成金	377,000	594,318	△ 217,318
受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
雑収益	**19,932**	**2,019,943**	**△ 2,000,011**
受取利息	19,932	19,932	0
雑収入	0	2,000,011	△ 2,000,011
経常収益計	**6,215,932**	**5,528,218**	**687,714**
(2) 経常費用			
事業経費	**2,575,000**	**704,338**	**1,870,662**
事業部費	0	0	0
研修部費	2,440,000	463,553	1,976,447
広報部費	35,000	231,445	△ 196,445
会場費　その他	0	3,740	△ 3,740
青年部	100,000	5,600	94,400
共通管理費	**3,495,923**	**1,780,331**	**1,715,592**
会場支出・通信費	327,000	0	327,000
会場支出・総会費	260,000	63,244	196,756
事務局支出・会議費	10,000	0	10,000
事務局支出・旅費交通費	270,000	4,340	265,660
事務局支出・通信費	310,000	392,308	△ 82,308
事務局支出・光熱水道費	49,755	49,755	0
事務局支出・リース代	399,168	399,168	0
事務局支出・事務費	150,000	5,568	144,432
事務局支出・人件費	950,000	15,750	934,250
事務局支出・家賃	727,000	672,216	54,784
事務局支出・渉外費	43,000	1,800	41,200
事務局支出・消耗品費		14,733	△ 14,733
事務局支出・業務委託費		86,360	△ 86,360
事務局支出・印刷製本費		39,832	△ 39,832
事務局支出・手数料		5,257	△ 5,257
事務局支出・租税公課	0	30,000	△ 30,000
経常費用計	**6,070,923**	**2,484,669**	**3,586,254**
当期経常増減額	**145,009**	**3,043,549**	**△ 2,898,540**

収支計算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

（単位：円）

科　　目	予　算　額	決　算　額	差　　異
2．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
雑収入	0	0	0
経常外収益計	**0**	**0**	**0**
(2) 経常外費用			
税金等	75,800	0	75,800
予備費	1,065,532	0	1,065,532
経常外費用計	**1,141,332**	**0**	**1,141,332**
当期経常外増減額	**△ 1,141,332**	**0**	**△ 1,141,332**
一般正味財産増減額	**△ 996,323**	**3,043,549**	**△ 4,039,872**
一般正味財産期首残高	**1,027,465**	**1,027,465**	**0**
一般正味財産期末残高	**31,142**	**4,071,014**	**△ 4,039,872**
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
基金受入額	0	0	
Ⅲ　正味財産期末残高			
正味財産期末残高	**31,142**	**4,071,014**	**1,588,704**

２．監査報告書

令和３年６月７日

監査報告

一般社団法人 埼玉県介護福祉士会
監事 野澤和代
監事 山本みよ子

令和２年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容
監事間の協議により、監査方針を定めた上で、監事山本みよ子、監事野沢和代は調査を行い、その結果を監事間で協議して、監査を実施しました。
具体的には、理事会その他の重要な議事録、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、当法人の理事等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

2 監査の結果
(1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
(2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
(3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。
(4) 計算書類とその附属明細書は当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しています。
(5) 支出報告書は法令及び定款に従い、当法人の支出計画の実施状況を正しく表示しています。

3 追記情報

＜第３号議案＞

令和３年度　事業計画（案）

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の世界規模での発生により事業活動は円滑に進めることが困難でした。しかし、改めて介護福祉士の役割、職能団体の役割を確認することができた年でもありました。そのことを踏まえ、令和 3 年度は、改めて職能団体としての役割を確認しながら職能団体としての基盤整備を進め、埼玉県での介護の中核的役割を目指します。

（１）介護福祉士の専門性の向上に取り組みます

・日本介護福祉士会で定めている専門職能を高めるための生涯研修体系があります。令和 2 年度に開催できなかった、この研修を再開します。

・多職種連携を意識し、他団体で実施している研修なども紹介していきます。

（２）介護福祉士の養成に協力します

・埼玉県内にある養成施設と連携をとりながら、介護の魅力、介護福祉士の役割及び職能団体の理解を深かめる取り組みを行っていきます。

・介護福祉士養成のための研修を開催します。

（３）他団体との連携を深めます。

・他団体の取り組み等の紹介などを行います

（４）埼玉県内の介護福祉の推進を目指します

・委員会等への委員派遣

・講習会等への講師派遣

（５）組織強化及び基盤整備

・職能団体の理解を深めてもらうための広報活動

・組織内での分掌の明確化

１．事務局

（１）総会

定款第 14 条に基づき次の通り会員総会を開催する。

①日時：令和３年６月２６日（土）１０：００～１１：００

②場所：秋草学園福祉教育専門学校

（２）理事会

定款第 35 条に基づき通常理事会は毎月開催する。また必要に応じて臨時理事会を開催する。

	開催日	開催時間	開催場所
第１回	令和３年　　４月 10 日　（土）	9：30～12：00	オンライン会議
第２回	令和３年　　５月 ８日　（土）	10：00～12：00	オンライン会議
第３回	令和３年　　６月 ５日　（土）	10：00～12：00	オンライン会議

第４回	令和３年	６月 26 日 （土）	10：00～12：00	秋草学園福祉教育専門学校
第５回	令和３年	７月 10 日 （土）	10：00～12：00	オンライン会議
第６回	令和３年	８月 14 日 （土）	10：00～12：00	オンライン会議
第７回	令和３年	９月 11 日 （土）	10：00～12：00	オンライン会議
第８回	令和３年	10 月 ９日 （土）	10：00～12：00	オンライン会議
第９回	令和３年	11 月 13 日 （土）	10：00～12：00	オンライン会議
第１０回	令和３年	12 月 11 日 （土）	10：00～12：00	オンライン会議
第１１回	令和４年	１月 ８日 （土）	10：00～12：00	オンライン会議
第１２回	令和４年	２月 ５日 （土）	10：00～12：00	オンライン会議
第１３回	令和４年	３月 12 日 （土）	10：00～12：00	オンライン会議

＊倫理委員会及び被災者支援委員会は必要に応じて理事会内で開催予定

（３）正副会長会議

理事会の議題等を整理することを目的に会長及び副会長が出席する。開催方法はオンラインを基本とする。開催は適宜会長の判断によるものとする。

２．研修委員会（研修・事業）

NO	研修／事業	開催の有無
1	ファーストステップ研修	7/10, 7/30, 8/14, 9/2, 9/23, 10/8, 10/30, 11/15, 12/2, 12/23, 1/7, 1/23, 2/5, 2/23, 3/19
2	介護福祉士基本研修	7/4, 8/3, 8/30, 9/18
3	介護技術フォローアップ研修会	開催しない
4	サービス提供責任者研修	8/27, 9/27, 10/25, 11/2, 11/14, 12/12
5	介護技術講習指導者講習会	
6	介護福祉士会実習指導者講習会	8/10, 8/11, 9/9, 9/14
7	技能実習指導員講習会	1回目 10/ 3 2回目 11/27
8	実習指導者フォローアップ講習会	開催しない
9	介護技術指導者フォローアップ実技講習	
10	障がい者の介護を考える研修会	
11	認知症介護研修会	開催しない
12	介護の学校 in 埼玉	調整中
13	多職種連携研修	開催しない
14	県北ブロック研修会	オンラインで予定
15	県南ブロック研修会	オンラインで予定
16	県央ブロック研修	オンラインで予定

17	国家試験対策講座	12/5
18	介護の日の活動	調整中
19	楽集会（がくしゅうかい）	10/23

（1）介護福祉士基本研修（４日間）

根拠に基づく介護の実践のための専門職としての基本を身に付ける。

（2）介護福祉士実習指導者講習会（４日間）

社会福祉士及び介護福祉士法一部改正に伴う、介護実習Ⅱを受け入れる介護実習養成施設の実習指導者に対して、「介護実習」を指導する上で必要な専門的知識及び教育方法を習得させることを目的とする。

（3）介護職種の技能実習指導者講習会（１日×２回）

平成 29 年 11 月に技能実習制度に介護職が追加されたことに伴い、介護職種の技能実習生の技能の習得が円滑に図れるよう、適切な実習体制確保を目的とし厚生労働省からの受託事業として実施する。

（4）介護の学校 in 埼玉　**【現在調整中】**

埼玉県介護福祉士養成校連絡協議会との共催にて実施する。

地域の方々、介護福祉士養成校の学生、介護の実践現場にある方々、介護業界の方々など介護に携わる多くの方々との交流の機会をもち県民福祉の向上に寄与する。

（5）ブロック研修（３日）

より身近な地域で介護に携わる人々の研修の機会をもつことで、情報の共有を図り交流を深め仲間づくりや仕事に役立てることを目的に実施する。今年度は、オンラインでの開催を研究していく。

３．広報委員会

（1）機関誌「ラポール」

（３回：４月、８月、１２月）

（2）日本介護福祉士会ニュースの発送

（６回：４月、６月、８月、10 月、12 月、２月＊偶数月）

（3）介護の日の活動

（4）ホームページのリニューアル

４．組織強化委員会

（1）楽集会

Seinenbu（青年部／盛年部）が中心となり、楽しく集まり、気持ちを熱くする場を創造します。

（2）会員情報の分析

（３）会員拡大

５．各種委員会・委員

（１）埼玉県社会福祉協議会評議員

（２）埼玉県社会福祉協議会福祉研修委員

（３）埼玉県社会福祉事業団評議員

（４）埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度審査会

（５）埼玉県災害支援ネットワーク会議委員

（６）埼玉県社会福祉士会外部理事

（７）介護給付費等支給に関する審査会審査委員（越谷市・戸田市）

（８）介護認定審査会審査委員（桶川市・比企広域）

（９）埼玉県社会福祉協議会人材センター運営委員

第４号議案　令和３年度収支予算（案）に関する件

令和３年度　資金収支予算書（総括表）

科目	予算額（R２）	予算額（R３）	前年比増減額（「R２」-「R３」）	備考
Ⅰ　一般正味財産増減の部			0	
１．経常増減の部			0	
（１）経常収益			0	
①受取会費	2,040,000	1,740,000	300,000	
②事業収入	1,734,000	2,720,000	-986,000	
③受取補助金等	357,512	596,000	-238,488	
④雑収益	5	2,000	-1,995	
経常収益計（①②③④）	**4,131,517**	**5,058,000**	-926,483	
（２）経常支出			0	
①共通管理	2,885,000	2,634,400	250,600	
②研修部費（研修部+事業部+会場）	680,000	1,809,600	-1,129,600	
③広報部費	62,000	445,000	-383,000	
④組織強化（青年部）	20,000	10,000	10,000	
○その他支出	100,000	17,600	82,400	
経常費支出計（①②③④）	3,747,000	4,916,600	-1,169,600	
評価損益等調整前当期経常増減額（1)-(2)	384,517	141,400	243,117	
当期経常増減額　A	**384,517**	**141,400**	243,117	
２．経常外増減の部			0	
（１）経常外収益			0	
①その他経常外収益	50,000	0	50,000	
経常外収益計（1）	50,000	0	50,000	
（２）経常外費用			0	
①その他経常外費用	150,000	0	150,000	
経常外費用計（2）	150,000	0	150,000	
当期経常外増減額　B＝(1)-(2)	-100,000	0	-100,000	
当期一般正味財産増減額　C＝A＋B	284,517	141,400	143,117	
当期一般正味財産期首残高　D（前年度繰越金）	1,027,465	4,071,014	-3,043,549	
当期一般正味財産期末残高　E＝D+C（繰越金）	1,311,982	4,212,414	-2,900,432	

第５号議案　理事の選任に関する件

本総会終結の時をもって理事８名が任期満了となります。新たに理事 10 名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

（五十音順）

候補者番号	資格	氏　名	地位・重要な兼職の状況等	備考
1		井内由美子	学校法人九里学園　浦和大学	重任
2		岩崎　太郎	社会福祉法人彩光会 特別養護老人ホームあけぼの　課長	就任
3		熊木佐知男	社会福祉法人美咲会 特別養護老人ホームみずほ苑　施設長	重任
4		白石　学	介護老人保健施設あいの郷 入所部門長	就任
5		鈴木　俊之	株式会社 ラ・コンフィアンス 代表取締役	重任
6		長島　隆行	社会福祉法人名栗園 総合ケアセンター太行路　施設長	就任
7		西尾　敦子	社会福法人　羽搏会 相談支援事業所こうのとり　管理者	重任
8		野澤　和代	株式会社　中志津ケアサービス 中志津デイサービス　管理者	就任
9		町田　晴美	学校法人　秋草学園 秋草学園福祉教育専門学校　学務室長	重任
10		渡辺　優子	社会福祉法人　埼玉医療福祉会 丸木記念福祉メディカルセンター 　地域包括ケア病棟　ケアワーカー教育委員	重任

原因年月日：令和３年６月 26 日

第６号議案　監事の選任に関する件

本総会終結の時をもって監事２名が任期満了となりますので、監事２名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

（五十音順）

候補者番号	資格	氏　名	地位・重要な兼職の状況等	備考
1	監事	千葉　道子	元職能団体理事長／相談役 看護師、介護支援専門員	就任
2	監事	森田　和彦	森田和彦司法書士事務所	就任

原因年月日：令和３年６月 26 日

資料１

日本介護福祉士会倫理綱領

1995 年 11 月 17 日宣言

前文

私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して 老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。

そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉 の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって 最善の介護福祉サービスの提供に努めます。

１．利用者本位、自立支援

介護福祉士はすべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉 サービスを提供していきます。

２．専門的サービスの提供

介護福祉士は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力 を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。

また、介護福祉士は、介護福 祉サービスの質的向上に努め、自己の実施した介護福祉サービスについては、常に専門職として の責任を負います。

３．プライバシーの保護

介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。

４．総合的サービスの提供と積極的な連携、協力

介護福祉士は、利用者に最適なサービスを総合的に提供していくため、福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。

５．利用者ニーズの代弁

介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。

６．地域福祉の推進

介護福祉士は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として常に積極的な 態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに、その介護力の強 化に協力していきます。

７．後継者の育成

介護福祉士は、すべての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受で きるよう、介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

資料２

一般社団法人　埼玉県介護福祉士会　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　当法人は、一般社団法人埼玉県介護福祉士会と称する。

第２条

（主たる事務所等）

第３条　当法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

２　当法人は、理事会の決議により支部事務所を必要な場所に設置することができる。

（目的）

第４条　当法人は、すべての人々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる福祉社会を実現しようとする，公益社団法人日本介護福祉士会の理念に基づき，埼玉県内における介護福祉士の職業倫理の向上，介護福祉士に関する専門的教育及び研究を通してその専門性を高め，介護福祉士の資質の向上と介護に関する知識技術の普及、後進等の育成を支援し、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)　介護福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業

(2)　介護福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業

(3) 介護福祉士の社会的地位向上と相互福祉に関する事業

(4) 介護福祉士の資格取得を目指す者に対しての支援に関する事業

(5) 介護福祉士に関する刊行物の発行及び調査研究に関する」事業

(6) 埼玉県内の社会福祉専門職団体及び福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者との連携に関する事業

(7) 日本介護福祉士会及び都道府県介護福祉士会との連携による介護福祉士の向上と開発改善及び社会福祉の増進に資する事業

(8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

（公告）

第５条　当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

２　定時総会後の当法人の貸借対照表は、１年間継続して公告する。

（機関の設置）

第６条　当法人は、社員（会員）総会、理事、理事会及び監事を置く。

第２章　会員

（種別）

第７条　当法人の会員は、次の４種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　社会福祉士及び介護福祉士法第４２条の規定により介護福祉士として登録した者であって当法人の目的に賛同して入会し、会費を納入した個人

(2)　準会員　当法人に介護福祉士資格取得等を目的として入会した個人（介護福祉士養成校学生、介護等に係る者）

(3)　賛助会員　当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(4)　名誉会員　当法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会の推薦により社員総会において承認された個人

（入会）

第８条　正会員又は準会員、賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は準会員、賛助会員となる。

（入会金及び会費）

第９条　正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

２　準会員、賛助会員は、社員総会において別に定める準会費、賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第１０条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の１週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会で弁明する機会を与えなければならない。

(1)　この定款その他の規則に違反したとき

(2)　当法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(3)　その他の除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第１２条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　会費を１年以上継続して滞納したとき

(2)　正総会員が同意したとき

(3)　当該会員が死亡し、又失踪宣告を受け若しくは会員である団体が消滅したとき

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第１３条　会員が前３条の規定によりその資格喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

２　当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　会員総会

（種類）

第１４条　当法人の社員総会は、「会員総会」と称し、定時会員総会及び臨時会員総会の２種とする。

（構成）

第１５条　会員総会は、正会員をもって構成する。

２　会員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（権限）

第１６条　会員総会は、以下の事項について議決する。

(1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
(2) 会員の除名
(3) 役員の選任及び解任
(4) 役員の報酬の額又はその規定
(5) 各事業年度の決算報告
(6) 定款の変更
(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
(8) 解散及び残余財産の帰属
(9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
(10) 理事会に於いて会員総会に付議した事項
(11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（開催）

第１７条　定時会員総会は、毎年１回、毎事業年度終了後３か月以内に開催する。

臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１８条　会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その召集手続きを省略することができる。

２　会議を招集するには、会議の日時及び場所、目的たる事項及び内容を示した書面により、会議の日の５日前までに会議の会員に通知しなければならない。

３　総正会員の議決権の１０分の１以上を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、会員総会招集の請求をすることができる。

４　前項の場合には、前項の請求があった日から６０日以内に臨時会員総会を招集しなければならない。

（議長）

第１９条　会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その会員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

２　理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から会長が指名する。

（決議）

第２０条　会員総会の決議は、法令又はこの定款に定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

(1)　会員の除名

(2)　監事の解任

(3)　定款の変更

(4)　解散

(5)　公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分

(6)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第１項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（代理）

第２１条　会員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

（議決、報告の省略）

第２２条　理事又は正会員が、会員総会の決議の目的である事項について提案にした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の議決があったものとみなす。

２　理事が正会員の全員に対し、会員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を会員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の会員総会への報告があったもの

とみなす。

（議事録）

第２３条　会員総会の議事については、法令で定めるところにより、開催日時・場所、審議事項、議事の経過の要領・結果等及び会員総数・出席者数を記載して議事録を作成する。

２　議長及び出席した理事は、前項議事録に記名押印する。

（会員総会規則）

第２４条　会員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、会員総会において定める会員総会規則による。

第４章　役員等

（役員の設置等）

第２５条　当法人に、次の役員を置く。

(1)　理事　８人以上１６人以内

(2)　監事　２名以内

２　理事のうち、１名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、２名以内を副会長とすることができる。

３　副会長を業務執行理事とし、そのうち１名を専務理事、１名を常務理事とすることができる。業務執行理事が分担する業務は、理事会に於いて別に定めるところによる。

（顧問、相談役、参与）

第２６条　当法人に、任意の機関として、１名以上３名以内の顧問、相談役、参与を置くことができる。

２　顧問、相談役、参与は、次の業務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

(3) 参与の職務は、理事会において定める。

３　顧問、相談役、参与の選任及び解任は、理事会に於いて決議する。

４　顧問、相談役、参与の報酬は、無償とする。

（選任等）

第２７条　理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

２　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

３　監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

４　理事の内、理事のいずれかの１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第２８条　会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括・執行する。

２　副会長は、会長を補佐する。

３　専務理事は、当法人の業務を執行する。

４　常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

５　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

（監事の職務・権限）

第２９条　監事は、次の理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(1) 理事の業務の執行及び法人の財産の状況を監査すること

(2) 理事への監事の選任に関する同意権等

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務の執行又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(6) その他法令で定められた事項

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第３０条　役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

４　理事又は監事は、第２５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

５　理事又は監事は、再任することができる。

（解任）

第３１条　役員は、会員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員議決権の３分の２以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

（報酬等）

第３２条　役員には、報酬を支給することができる。

２　報酬を受ける役員及び報酬の額については、会員総会の議決により定める。

３　会長は、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、会員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

第５章　理事会

（構成）

第３３条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３４条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（１）会員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

（２）規則の制定、変更及び廃止に関する事項

（３）前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

（４）理事の職務の執行の監督

（５）会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

２　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

（１）　重要な財産の処分及び譲受け

（２）　多額の借財

（３）　重要な使用人の選任及び解任

（４）　従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

（５）　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

（種類及び開催）

第３５条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会の２種とする。

２　通常理事会は、毎月１回開催する。

３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）　会長が必要と認めたとき

（２）　会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に召集の請求があったとき

（３）　監事が必要と認めて理事長に召集の請求があったとき

（４）　前２号又は３号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を臨時理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に於いて、その請求をした理事又は監事が招集したとき

（招集）

第３６条　理事会は、会長が招集する。但し、前条第３項第４号により理事又は監事が招集する場合を除く。

２　理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで理事会を開くことができる。

３　会長は、前条第３項第２号又は第３号に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない

（議長）

第３７条　理事会の議長は、この定款に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

（決議）

第３８条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

２　決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（議決の省略）

第３９条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、
その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により
同意の意思表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異義を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第４０条　理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。但し、一般法人法第９１条２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第４１条　理事会の議事録については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別利害関係を有する理事の氏名、議長その他一般社団法人法施行規則第１５条第３項で定める事項を議事録に記載し、出席した理事及び監事がこれに署名・押印しなければならない。

２　議事録は、理事会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。

（理事会規則）

第４２条　理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第６章　資産及び会計

（基本財産）

第４３条　当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立時の財産目録に記載された財産
(2)　会費
(3)　入会金
(4)　寄附金品
(5)　事業に伴う収入
(6)　財産から生じる収入
(7)　その他の収入

2　前項の財産は、会員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び会員総会の承認を要する。

（事業年度）

第４４条　当法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第４５条　当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の３０日前までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。但し、やむを得ない事情があるときは、その事業年度の開始の日から３か月以内に承認を得るものとする。

2　前項但し書きの場合、その承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入及び支出をし、これを新たに成立した予算に基づくものと見なす。

3　会長は、第１項の事業計画または予算を変更する場合は、第１項の承認をえなければならない。但し、軽微な変更については、この限りでない。

4　本条の書類については、主たる事務所及び支部事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

（事業報告書及び決算）

第４６条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第１号、第３号及び第４号の書類については、理事会の承認を経て、定時会員総会に報告しなければならない。

（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）損益計算書（賞味財産増減計算書）
（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、支部事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び支部事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）会計監査報告
（３）理事及び監事名簿
（４）理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
（５）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第７章　定款の変更、合併等、解散

（定款の変更）
第４７条　この定款は、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。
（合併等）
第４８条　当法人は、会員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって、他の一般社団及び一般財団に関する法律上の法人との合併、事業の全部の譲渡を決議するができる。
（解散）
第４９条　当法人は、一般法人法第１４８条第１号、第２号及び第４号から第７号までに規定する事由によるほか、会員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議により解散することができる。
（残余財産の帰属）
第５０条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第８章　事務局

（設置等）
第５１条　当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第９章　附則

（委任）
第５２条　この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。
（特別の利益の禁止）
第５３条　当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会

員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸し付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

（最初の事業年度）

第５４条　当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成２２年３月３１日までとする。

（設立時役員等）

第５５条　当法人の設立時役員は、設立時理事　平木　久子他１５名及び会計監査人は、設立時監事　橘　英美子他１名である。

（設立時社員の氏名又は名称、住所）

第５６条　設立時社員　氏名　平木　久子他４名である。

（法令の準拠）

第５７条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人埼玉県介護福祉士会設立のため平成２１年７月１日定款を作成した。

準会員に関する定款の変更は、平成２９年６月２５日から施行する。

１　準会員の会費について

（１）準会員会費は、年間３，０００円

２　準会員・賛助会員の研修参加等について

（１）準会員は、生涯研修制度研修、実習指導者講習会以外の研修参加とし、研修参加費を会員同様とする。

（２）賛助会員の団体は、実習指導者講習会以外の研修参加費用を
（賛助会費一口につき一名分、二口につき二名・・・）会員同様とする。

（３）賛助会員の個人は、実習指導者講習会以外の研修参加費用を会員同様とする。

資料３

生涯研修制度ポイント制度

１．　日本介護福祉士会主催、ブロック主催、都道府県支部主催研修について

（１）４５分間で１時間と換算する。

（２）１時間の研修終了で０．５ポイントとする。

（３）以降１時間増すごとに０．５ポイントずつ加算する。

（４）ただし、以下の研修は研修時間に関係なく次のポイントとする。

a 全国大会＝10 ポイント

b 日本介護学会＝７ポイント

c ブロック研修＝７ポイント

以下の場合は別途ポイントを加算する。

（５）日本介護福祉士会主催及びブロック主催研修において

発表者又はシンポジストとして参加した場合

→時間数によるポイント数×３＝取得ポイント数

コーディネーター又は講師等として参加した場合（該当プログラムの全時間に参加したものとみなす）

→時間数によるポイント数×５＝取得ポイント数

（６）都道府県支部主催及び日本介護福祉士会が認定した他団体主催研修において発表者又はシンポジストとして参加した場合

→時間数によるポイント数×２＝取得ポイント数

コーディネーター又は講師等として参加した場合（該当プログラムの全時間に参加したものとみなす）

→時間数によるポイント数×３＝取得ポイント数

ブロック研修＝７ポイント

２．　他団体主催の研修について

・全国社会福祉協議会（都道府県社会福祉協議会・市社会福祉協議会等は除く）

・長寿社会開発センター

以上２団体が実施する研修についてはポイント対象とする（資格取得に関する研修は除く）。

ポイントの換算は、１－（１）から（３）に準ずる。

ポイント制度の認定を受けようとする者は、研修の要綱（コピー可）、 生涯研修手帳（押印のため）と１４０円切手を同封して、他団体研修認定伺い書を日本介護福祉士会事務局宛に送付する。

資料４

年間スケジュール【一般社団法人埼玉県介護福祉士会】

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
1日	木		1日	土		1日	火		1日	木		1日	日		1日	水	
2日	金		2日	日		2日	水		2日	金		2日	月		2日	木	④ファースト
3日	土		3日	月		3日	木		3日	土		3日	火	基本研修②	3日	金	
4日	日		4日	火		4日	金		4日	日	基本研修①	4日	水		4日	土	
5日	月		5日	水		5日	土	理事会	5日	月		5日	木		5日	日	
6日	火		6日	木		6日	日		6日	火		6日	金		6日	月	
7日	水		7日	金		7日	月		7日	水		7日	土		7日	火	
8日	木		8日	土	理事会	8日	火		8日	木		8日	日		8日	水	
9日	金		9日	日		9日	水		9日	金		9日	月		9日	木	実習指導者講習③
10日	土	理事会	10日	月		10日	木		10日	土	理事会 ①ファースト	10日	火	実習指導者講習①	10日	金	
11日	日		11日	火		11日	金		11日	日		11日	水	実習指導者講習②	11日	土	理事会
12日	月		12日	水		12日	土		12日	月		12日	木		12日	日	
13日	火		13日	木		13日	日		13日	火		13日	金		13日	月	
14日	水		14日	金		14日	月		14日	水		14日	土	理事会 ③ファースト	14日	火	実習指導者講習④
15日	木		15日	土		15日	火		15日	木		15日	日		15日	水	
16日	金		16日	日		16日	水		16日	金		16日	月		16日	木	
17日	土		17日	月		17日	木		17日	土		17日	火		17日	金	
18日	日		18日	火		18日	金		18日	日		18日	水		18日	土	基本研修④
19日	月		19日	水		19日	土		19日	月		19日	木		19日	日	
20日	火		20日	木		20日	日		20日	火		20日	金		20日	月	
21日	水		21日	金		21日	月		21日	水		21日	土		21日	火	
22日	木		22日	土		22日	火		22日	木		22日	日		22日	水	
23日	金		23日	日		23日	水		23日	金		23日	月		23日	木	⑤ファースト
24日	土		24日	月		24日	木		24日	土		24日	火		24日	金	
25日	日		25日	火		25日	金		25日	日		25日	水		25日	土	
26日	月		26日	水		26日	土	定時会員総会 理事会	26日	月		26日	木		26日	日	
27日	火		27日	木		27日	日		27日	火		27日	金	①サ責	27日	月	②サ責
28日	水		28日	金		28日	月		28日	水		28日	土		28日	火	
29日	木		29日	土	日本介護福祉士会総会	29日	火		29日	木		29日	日		29日	水	
30日	金		30日	日		30日	水		30日	金	②ファースト	30日	月	基本研修③	30日	木	
			31日	月					31日	土		31日	火				

10月			11月			12月			1月			2月			3月		
1日	金		1日	月		1日	水		1日	土		1日	火		1日	火	
2日	土		2日	火	④サ責	2日	木	⑨ファースト	2日	日		2日	水		2日	水	
3日	日	①技能実習	3日	水		3日	金		3日	月		3日	木		3日	木	
4日	月		4日	木		4日	土		4日	火		4日	金		4日	金	
5日	火		5日	金		5日	日	国家試験模試	5日	水		5日	土	理事会 ⑬ファースト	5日	土	
6日	水		6日	土		6日	月		6日	木		6日	日		6日	日	
7日	木		7日	日		7日	火		7日	金	⑪ファースト	7日	月		7日	月	
8日	金	⑥ファースト	8日	月		8日	水		8日	土	理事会	8日	火		8日	火	
9日	土	理事会	9日	火		9日	木		9日	日		9日	水		9日	水	
10日	日		10日	水		10日	金		10日	月		10日	木		10日	木	
11日	月		11日	木		11日	土	理事会	11日	火		11日	金		11日	金	
12日	火		12日	金		12日	日	⑥サ責	12日	水		12日	土		12日	土	理事会
13日	水		13日	土	理事会	13日	月		13日	木		13日	日		13日	日	
14日	木		14日	日	⑤サ責	14日	火		14日	金		14日	月		14日	月	
15日	金		15日	月	⑧ファースト	15日	水		15日	土		15日	火		15日	火	
16日	土		16日	火		16日	木		16日	日		16日	水		16日	水	
17日	日		17日	水		17日	金		17日	月		17日	木		17日	木	
18日	月		18日	木		18日	土		18日	火		18日	金		18日	金	
19日	火		19日	金		19日	日		19日	水		19日	土		19日	土	⑮ファースト
20日	水		20日	土		20日	月		20日	木		20日	日		20日	日	
21日	木		21日	日		21日	火		21日	金		21日	月		21日	月	
22日	金		22日	月		22日	水		22日	土		22日	火		22日	火	
23日	土	seinenbu 楽集会	23日	火		23日	木	⑩ファースト	23日	日	⑫ファースト	23日	水	理事会 ⑭ファースト	23日	水	
24日	日		24日	水		24日	金		24日	月		24日	木		24日	木	
25日	月	③サ責	25日	木		25日	土		25日	火		25日	金		25日	金	
26日	火		26日	金		26日	日		26日	水		26日	土		26日	土	
27日	水		27日	土	②技能実習	27日	月		27日	木		27日	日		27日	日	
28日	木		28日	日		28日	火		28日	金		28日	月		28日	月	
29日	金		29日	月		29日	水		29日	土					29日	火	
30日	土	⑦ファースト	30日	火		30日	木		30日	日					30日	水	
31日	日					31日	金		31日	月					31日	木	

資料５

令和３年度　一般社団法人埼玉県介護福祉士会　組織図

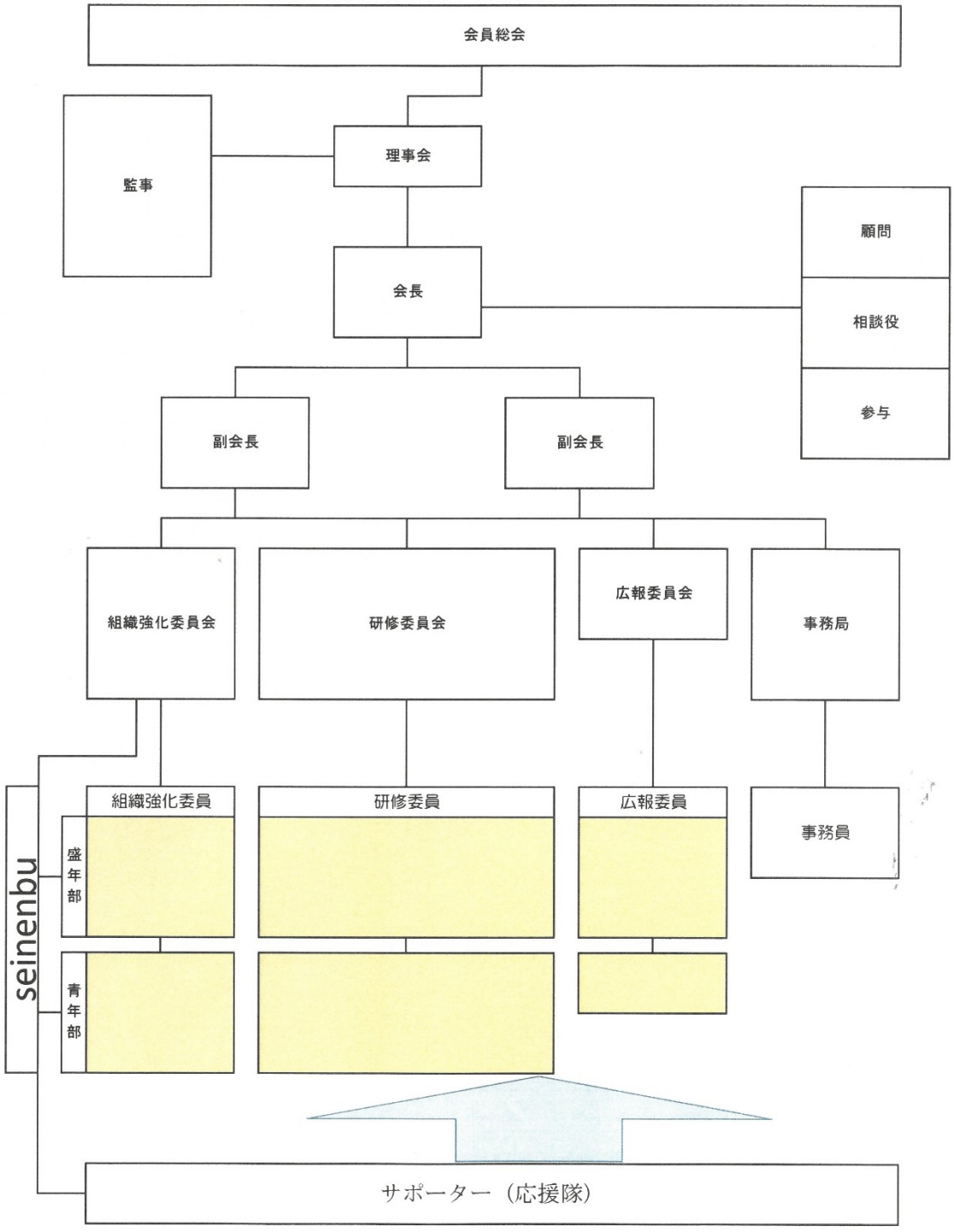
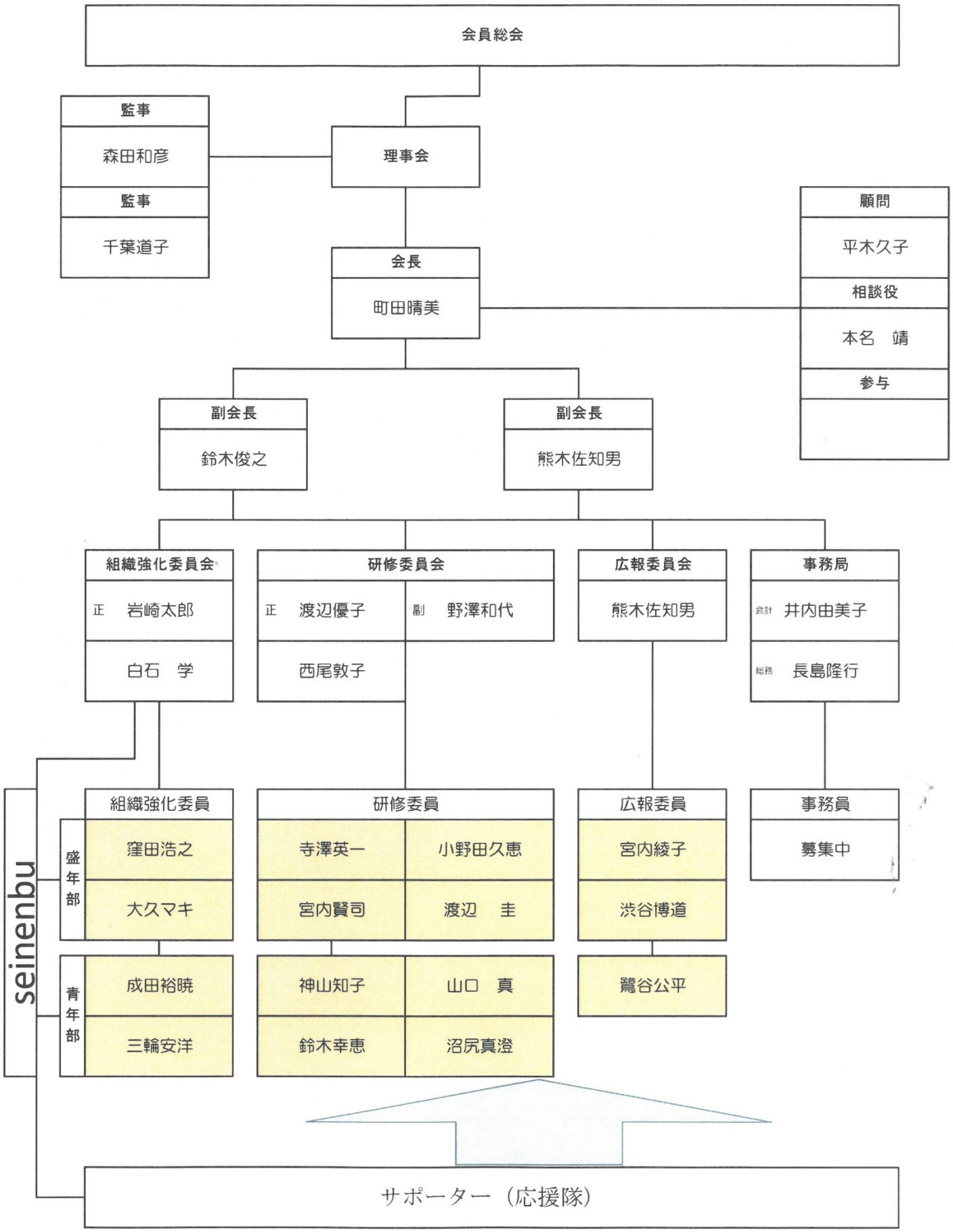
令和３年度　一般社団法人埼玉県介護福祉士会　組織図